

継続決定!

子育て世代定住化促進奨励金

子育て世代の住宅取得を奨励します!

吉見町では、子育て世代の住宅取得を応援する子育て世代定住化促進奨励金を実施しています。吉見町でマイホームを手に入れてみませんか。

町内に住居を購入・建築する子育て世代に最大50万円の奨励金を交付します。さらに、親と同居(同一の家屋に居住)すると10万円の加算、近居(子育て世代とその親が吉見町に居住)すると5万円を加算します。

🍓 奨励金の内容

- 新築住宅取得支援
家屋取得価格(税抜き)の5%(上限50万円)
※千円未満は切り捨てとなります。
※奨励金のうち44万3千円(ヨシミ)を超える部分は、地域通貨での交付となります。
- 中古住宅取得支援
一律25万円
※奨励金のうち1万5千円(イチゴ)は地域通貨での交付となります。
- 同居加算
10万円
※子育て世代とその親(1年以上継続して吉見町に居住していること)が同一の家屋に居住することが条件。
- 近居加算
5万円
※子育て世代とその親(1年以上継続して吉見町に居住していること)が共に吉見町に居住することが条件。
- 記念品
奨励金の交付を受けた方へ町の特産品等を記念品として贈呈します。
※米・いちご・施設利用券などを贈呈予定です。

🍓 対象世帯(子育て世代)

- 中学生以下の子どもを扶養する世帯(住民票で親子関係が確認できること)
- 出産予定のある方がいる世帯(妊娠22週間以後であること)
- 夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満の世帯

🍓 対象となる住宅

- 専用住宅(床面積が50㎡以上)
- 店舗等の併用住宅(住宅部分が1/2以上かつ50㎡以上)
※自己居住用であり、キッチン・浴室・トイレ及び居室を備えること(離れ家不可)

🍓 奨励金の交付条件

- 平成26年4月1日以降に建築確認申請の確認又は売買契約を締結していること(加算を除く)。
- 加算は、平成29年4月1日以降に建築確認申請の確認又は売買契約を締結しているものが対象。
- 本町に永住の意思をもって住宅を取得し、住民登録をすること。
- 本人名義の住宅の所有権を登記していること(共有している場合は持分割合が最も多い方)。
- 住民税を滞納していないこと。



関連の補助金

太陽光発電システム補助金
(補助金額上限5万円)

合併浄化槽設置補助金(新設)
(補助金額15万円)

 **申請方法について** 本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。


●**交付申請（提出書類）**

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 世帯全員の住民票の写し(交付申請日前1月以内に発行されたもので続柄及び本籍が確認できるもの)
- (3) 親と同居又は近居する場合は、親世帯全員の住民票の謄本の写し及び親との続柄が確認できる戸籍謄本(住民票で親子関係を確認できない場合)の写し
- (4) 出産予定のある者の区分で申請する場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (5) 外国籍である場合は、外国籍である全員の日本国の在留資格を有することを証明する書類
- (6) 申請者の従前居住地の住民税の納税(完納)証明書又は非課税証明書
- (7) 住宅取得に要する経費を明らかにできる書類(工事請負契約書又は売買契約書等の写し)
- (8) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又はそれに代わるものの写し
- (9) 誓約書(様式第2号)
- (10) 現況写真
- (11) 建物配置図、各階平面図及び立面図
- (12) 位置図
- (13) その他町長が必要と認める書類

※様式及び添付書類が変更になっていますので、ご注意ください。

●**実績報告（提出書類）**

- (1) 実績報告書(様式第7号)
- (2) 取得した建物の登記事項証明書
- (3) 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し)
- (4) 世帯全員の住民票の写し(住所移転後のもので、実績報告日前1月以内に発行され、続柄及び本籍が確認できるもの)
- (5) 親世帯全員の住民票の写し(親と同居又は近居する場合で、同居又は近居の実態が分かり、実績報告日前1月以内に発行され、続柄及び本籍が確認できるもの)

 **事業期間**

- 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

 **定住化奨励Q & A**

Q どのような人が子育て世代定住化促進奨励金をもらえるのですか？

A 町にずっと住んでいただけの子育て世代の方に奨励金を交付します。

Q 増築は対象となりますか？

A 対象となりません。子育て世代同居増築奨励金をご検討ください。

Q 今、住んでいる家が老朽化したため建替えをしたいのですが、対象になりますか？

A 吉見町内に現在住宅を所有していないことが要件ですので、親名義の住宅を解体し、子名義の住宅を新築する場合などは対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

Q 交付申請は、いつの時点でするのですか？

A 建築工事着手前(建築する場合)又は売買契約締結後(建売り・中古の場合)速やかに申請してください。

Q 年齢要件はいつの時点が基準ですか？

A 申請年度の4月1日が基準となります。

Q 交付申請書類を代理人(建築業者等)が持参しても受け付けてもらえますか？

A 委任状が添付され、申請書類(添付書類含む)が揃っていれば受け付けます。



お問い合わせ 吉見町役場政策財政課政策調整係
電話： 0493-54-5026 (直通)